

意見書案第 20 号

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出します。

令和 6 年 7 月 3 日

大津市議会議長

幸 光 正 嗣 様

提 出 者 杉 浦 智 子

林 まり

柏 木 敬友子

小 島 義 雄

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書

女性差別撤廃条約は、女性に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念として、1979年に国連で採択され、日本は1985年に批准している。この条約の大きな特徴は、締結した国に対し、法律上の差別だけでなく事実上の差別をなくし、さらに積極的に男女平等を促進するような政策を行なうことを求めている画期的な内容である。

1999年にはこの条約の実効性を高めるために、女性差別撤廃条約選択議定書が採択された。選択議定書の内容は、人権侵害を受けた個人やグループが救済を求める国内法の手続きが尽くされた後も権利回復がなされていない場合、条約に基づき設置された委員会に直接申立てができる個人通報制度や、委員会が重大または組織的な侵害があるという信頼できる情報を得た場合に調査の上、国に見解を公表する調査制度を定めたものである。現在、条約締結国189カ国中115カ国が批准しているが、日本は未だに批准していない。選択議定書の批准は、個人に救済の道を開くにとどまらず、司法、立法、行政の場で女性差別撤廃条約を生かして具体的に差別撤廃を進める力となる。

世界各国の男女平等の度合いを示すジェンダー・ギャップ指数2023において、日本は146か国中125位と世界最低のレベルである。コロナ禍において日本女性のあらゆる分野でのジェンダー不平等の実態が顕在化し、現状を打開し解決していくことは急務となっている。国連の女性差別撤廃委員会や国連人権委員会は、日本政府に対して、選択的議定書の批准を重ねて勧告している。

政府の第5次男女共同参画基本計画は、諸外国のジェンダー平等に向けた取組のスピードは速く、我が国は国際的に大きく差を広げられている。まずは諸外国の水準に追いつけるよう、これまでの延長線上にとどまらない強力な取組を進め、法制度・慣行を含め見直す必要があるとし、諸課題の整理を含め、選択的議定書については早期締結について真剣な検討を進めるとしている。政府はこの立場に立ち、速やかに選択的議定書を批准すべきである。

ついでに国及び政府においては、女性差別撤廃条約選択議定書を速やかに批准することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年7月3日

大津市議会議長 幸 光 正 嗣

内閣総理大臣

外務大臣

厚生労働大臣

女性活躍担当大臣

内閣官房長官

衆議院議長

参議院議長 あて